

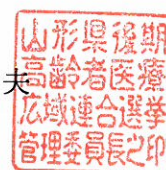
選管告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項で準用する第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び第291条の6第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数）は、次のとおりである。

平成24年9月4日

山形県後期高齢者医療広域連合

選挙管理委員長 細谷 伸 夫



選挙権を有する者の50分の1の数 19,142人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数 226,183人

広域連合議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数）

選挙区名	直接請求に必要な選挙権を有する者の数
第1区（村山地区）	143,415人
第2区（最上地区）	23,073人
第3区（置賜地区）	61,453人
第4区（庄内地区）	81,011人